

議案第11号

**名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について**

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成30年3月13日提出

名張市教育委員会  
教育長 上島和久

# 名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

## 1. 改正理由

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、規定の整理を行うものである。

## 2. 改正内容

郷土資料を条例第4条第2号に規定する郷土資料等とするほか、このことに伴う様式の名称の変更をする。

## 3. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

## 名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「郷土資料を除き、郷土資料」を「郷土資料等（条例第4条第2号に規定する郷土資料等をいう。以下同じ。）を除き、郷土資料等」に改め、同条第2号中「郷土資料」を「郷土資料等」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「郷土資料」を「郷土資料等」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「郷土資料」を「郷土資料等」に改め、同条第2項中「郷土資料の貸出し」を「郷土資料等の貸出し」に、「郷土資料貸出許可申請書」を「郷土資料等貸出許可申請書」に改め、同条第3項中「郷土資料貸出許可書」を「郷土資料等貸出許可書」に改め、同条第6項及び第7項中「郷土資料」を「郷土資料等」に改める。

第8条の見出し中「郷土資料」を「郷土資料等」に改め、同条第1項「郷土資料の閲覧」を「郷土資料等の閲覧」に、「郷土資料閲覧等許可申請書」を「郷土資料等閲覧等許可申請書」に改め、同条第2項中「郷土資料閲覧等許可書」を「郷土資料等閲覧等許可書」に改める。

様式第1号中「郷土資料貸出許可申請書」を「郷土資料等貸出許可申請書」に、「郷土資料については」を「郷土資料等（郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。）については」に、「郷土資料の」を「郷土資料等の」に、「郷土資料を」を「郷土資料等を」に、「郷土資料又は」を「郷土資料等又は」に改める。

様式第2号中「郷土資料貸出許可書」を「郷土資料等貸出許可書」に、「郷土資料の貸出し」を「郷土資料等（郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。）の貸出し」に、「郷土資料については」を「郷土資料等については」に、「郷土資料の汚損」を「郷土資料等の汚損」に、「郷土資料を」を「郷土資料等を」に、「郷土資料又は」を「郷土資料等又は」に改める。

様式第3号中「郷土資料閲覧等許可申請書」を「郷土資料等閲覧等許可申請書」に、「郷土資料の」を「郷土資料等（郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。）の」に、「郷土資料を」を「郷土資料等を」に、「郷土資料又は」を「郷土資料等又は」に改める。

様式第4号中「郷土資料閲覧等許可書」を「郷土資料等閲覧等許可書」に、「郷土資料の閲覧等」を「郷土資料等（郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。）の閲覧等」に、「郷土資料の汚損」を「郷土資料等の汚損」に、「郷土資料を」を「郷土資料等を」に、「郷土資料又は」を「郷土資料等又は」に改める。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
(遵守事項) 第4条 資料館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 触ることのできる表示のある <u>郷土資料等</u> ( <u>条例第4条第2号に規定する郷土資料等</u> をいう。以下同じ。) を除き、 <u>郷土資料等</u> に触れないこと。 (2) 撮影できない表示のある <u>郷土資料等</u> の撮影をしないこと。 (3)・(4) (略) ( <u>郷土資料等</u> に係る損害賠償の義務) 第6条 故意又は過失により、 <u>郷土資料等</u> を損傷し、又は滅失した者は、その損害を市に賠償しなければならない。 ( <u>郷土資料等</u> の貸出し) 第7条 資料館は、 <u>郷土資料等</u> を貸し出すことができない。ただし、当該 <u>郷土資料等</u> が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の事業の運営に支障を来さない範囲において、次に掲げるものに対して貸し出すことができる。 (1)～(5) (略) 2 前項ただし書の規定により、 <u>郷土資料等</u> の貸出しを受けようとする者は、 <u>郷土資料等貸出許可申請書</u> （様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 教育委員会は、前項の許可をしたときは、 <u>郷土資料等貸出許可書</u> （様式第2号）を交付するものとする。 4・5 (略) 6 借受人は、貸出しを受けた <u>郷土資料等</u> を転貸してはならない。 7 借受人は、善良なる管理者の注意をもって <u>郷土資料等</u> を利用しなければならない。 ( <u>郷土資料等</u> の閲覧等) 第8条 <u>郷土資料等</u> の閲覧、撮影、模写等をしようとする者は、 <u>郷土資料等閲覧等許可申請書</u> （様式第3号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、 <u>郷土</u>	(遵守事項) 第4条 資料館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 触ることのできる表示のある <u>郷土資料等</u> を除き、 <u>郷土資料</u> に触れないこと。 (2) 撮影できない表示のある <u>郷土資料等</u> の撮影をしないこと。 (3)・(4) (略) ( <u>郷土資料</u> に係る損害賠償の義務) 第6条 故意又は過失により、 <u>郷土資料</u> を損傷し、又は滅失した者は、その損害を市に賠償しなければならない。 ( <u>郷土資料</u> の貸出し) 第7条 資料館は、 <u>郷土資料</u> を貸し出すことができない。ただし、当該 <u>郷土資料</u> が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の事業の運営に支障を来さない範囲において、次に掲げるものに対して貸し出すことができる。 (1)～(5) (略) 2 前項ただし書の規定により、 <u>郷土資料</u> の貸出しを受けようとする者は、 <u>郷土資料貸出許可申請書</u> （様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 教育委員会は、前項の許可をしたときは、 <u>郷土資料貸出許可書</u> （様式第2号）を交付するものとする。 4・5 (略) 6 借受人は、貸出しを受けた <u>郷土資料</u> を転貸してはならない。 7 借受人は、善良なる管理者の注意をもって <u>郷土資料</u> を利用しなければならない。 ( <u>郷土資料</u> の閲覧等) 第8条 <u>郷土資料</u> の閲覧、撮影、模写等をしようとする者は、 <u>郷土資料閲覧等許可申請書</u> （様式第3号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、 <u>郷土</u>

改正案	現行
<u>資料等閲覧等許可書（様式第4号）を交付するものとする。</u>	<u>資料閲覧等許可書（様式第4号）を交付するものとする。</u>
3 (略)	3 (略)

## 郷土資料等貸出許可申請書

名張市教育委員会教育長 簿て 年 月 日

所在地  
申請者施設名  
代表者  
電話

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり貸出しについて申請いたします。

## 記

利用目的	<input type="checkbox"/> 学術上の調査研究のための利用 <input type="checkbox"/> 教育普及のための利用
利用内容	
利用資料名	
利用場所	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守します。  
 (1) 郷土資料等（郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもつて利用します。  
 (2) 郷土資料等の汚損、破損及び亡失の防止に注意します。  
 (3) 利用後においては、現状に復し、教育委員会職員の点検を受けます。  
 (4) 利用期間を厳守します。  
 (5) 申請事項以外の目的及び内容に郷土資料等を使用しません。また、転貸をしません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。  
 (6) その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従います。  
 (7) 故意又は過失により、郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、破損し、又は亡失したときは、市に損害を賠償します。

所在地 申請者施設名 代表者 電話	所在地 申請者施設名 代表者 電話
利用目的 <input type="checkbox"/> 学術上の調査研究のための利用 <input type="checkbox"/> 教育普及のための利用	利用目的 <input type="checkbox"/> 学術上の調査研究のための利用 <input type="checkbox"/> 教育普及のための利用

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり貸出しについて申請いたします。

## 記

利用目的 <input type="checkbox"/> 学術上の調査研究のための利用 <input type="checkbox"/> 教育普及のための利用	利用目的 <input type="checkbox"/> 学術上の調査研究のための利用 <input type="checkbox"/> 教育普及のための利用
利用内容	
利用資料名	
利用場所	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守します。  
 (1) 郷土資料については、善良なる管理者の注意をもつて利用します。  
 (2) 郷土資料の汚損、破損及び亡失の防止に注意します。  
 (3) 利用後に際しては、現状に復し、教育委員会職員の点検を受けます。  
 (4) 利用期間を厳守します。  
 (5) 申請事項以外の目的及び内容に郷土資料等を使用しません。また、転貸をしません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。  
 (6) その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従います。  
 (7) 故意又は過失により、郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、破損し、又は亡失したときは、市に損害を賠償します。

書可許出貸等資料土鄉

号 日  
四

長青會冒管營教育市張

又は出品をいう。以下同じ。) 年 月 日付で申請のあつた郷土資料等(郷土資料、埋蔵文化財に關する資料)の貸出しについて、下記のとおり許可します。

八

利用目的	
利用内容	
利用場所	
利用資料名	
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
許可条件等	<p>各張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守すること。</p> <p>(1) 郷土資料等については、善良なる管理者の注意をもつて利用すること。</p> <p>(2) 部品等の汚損、破損及び亡失の防止に注意すること。</p> <p>(3) 利用後ににおいては、現状に復し、教育委員会職員の点検を受けること。</p> <p>(4) 利用期間を厳守すること。</p> <p>(5) 許可を受けた利用目的及び利用内容以外に郷土資料等を使用しないこと。また、転貸をしないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。</p> <p>(6) その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従うこと。</p> <p>(7) 故意又は過失により、郷土資料等又は施設若しくは設備を汚損し、破損し、又は亡失したときは、市に賠償をすること。</p>

## 郷土資料等閲覧等許可申請書

年 月 日

名張市教育委員会教育長 宛て

住 所  
申請者氏 名  
電話番号

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用を申請いたします。

## 記

利用区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複製・複写（模写） <input type="checkbox"/> 口画像データの利用 <input type="checkbox"/> 口その他の（ ）	<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 複製・複写（模写） <input type="checkbox"/> 口画像データの利用 <input type="checkbox"/> 口その他の（ ）
利用内容		
利用資料名		
利 用 日		年 月 日
備 考		

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守します。  
 (1) 郷土資料等(郷土資料、埋蔵文化財に関する資料又は出土品をいう。以下同じ。)の汚損及び破損の防止に注意します。  
 (2) 申請事項以外の内容に郷土資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。  
 (3) その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従います。  
 (4) 故意又は過失により、郷土資料等又は施設若しくは設備を汚損し、又は破損したときは、市に損害を賠償します。

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用を申請いたします。

## 記

記	
利用区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複製・複写（模写） <input type="checkbox"/> 口画像データの利用 <input type="checkbox"/> 口その他の（ ）
利用内容	
利用資料名	
利 用 日	年 月 日
備 考	

名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守します。  
 (1) 郷土資料の汚損及び破損の防止に注意します。  
 (2) 申請事項以外の内容に郷土資料を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。  
 (3) その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従います。  
 (4) 故意又は過失により、郷土資料等又は施設若しくは設備を汚損し、又は破損したときは、市に損害を賠償します。

## 郷土資料等閲覧等許可書

第 年 月 日

名張市教育委員会教育長

年 月 日付で申請のあつた郷土資料等(郷土資料、地蔵文化財に関する資料又は出土品をいふ。以下同じ。)の閲覧等について、下記のとおり許可します。

## 記

利用区分	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 複製・複写(模写) <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 撮 影 <input type="checkbox"/> 画像データの利用
利用内容		
利用資料名		
利 用 日	年 月 日	年 月 日
許可条件等	名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守すること。 (1)郷土資料等の汚損及び破損の防止に注意すること。 (2)許可を受けた利用内容以外に郷土資料等を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。 (3)その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従うこと。 (4)故意又は過失により、郷土資料等又は施設若しくは設備を汚損し、又は破損したときは、市に損害を賠償すること。	名張市郷土資料館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びに次の各号に定める事項を必ず遵守すること。 (1)郷土資料等の汚損及び破損の防止に注意すること。 (2)許可を受けた利用内容以外に郷土資料等を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。 (3)その他、利用に際しては、教育委員会職員の指示に従うこと。 (4)故意又は過失により、郷土資料等又は施設若しくは設備を汚損し、又は破損したときは、市に損害を賠償すること。
備 考		